

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第186号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年9月10日 16時30分ごろ
発生場所	広島県尾道市加島南西方沖 尾道市所在の尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位194°3,450m付近 (概位 北緯34°22.2′ 東経133°14.3′)
事故等調査の経過	平成26年10月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船兼引船 龍丸、18トン
船舶番号、船舶所有者等	210-27966広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、推進器翼に曲損及び欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約1.5m、船尾約2.5mの喫水により、広島県尾道糸崎港に向け、船長が手動操舵に当たり、約5ノットの対地速力で北進中、平成26年9月10日16時30分ごろ加島南西方沖に拡張した浅所に乗り揚げた。 船長は、運航者に連絡し、本船は、乗揚後に自然離礁し、来援したタグボートによって尾道市の造船所までえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	本事故発生場所付近は、加島から南西方約500mにわたって干出岩を含む浅所が拡張している。 船長は、本事故発生場所付近を航行するのは初めてであり、加島南西方沖に拡張している浅所を知らなかった。 船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、加島南西方沖を北進中、船長が、初めて航行する加島南西方沖の水路調査を行っていなかったことから、浅所付近を航行し、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、加島南西方沖を北進中、船長が、初めて航行す

	る加島南西方沖の水路調査を行っていなかったため、浅所付近を航行し、乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行海域の水路調査を行うこと。